井原議員(広志会)

令和5年2月 13 日 教育長答弁実録 (教育委員会)

(問) 今回の調査費用の単価について 単価はいくらか。

(答)

弁護士による調査費用の単価についてでございます。

一般的に、弁護士の報酬等の額は、依頼者の受ける経済的利益や、事件の 難易等の事情を総合的に考慮して、弁護士と依頼者との協議の上、決定され るものでございます。

そのため、この度の報酬単価が公になることは、弁護士が、他の依頼者と 報酬単価を決定することに影響を及ぼすおそれがございますので、報酬単価 につきましては、公表ができないものでございます。

この度依頼した弁護士からも、単価の公表については、控えるよう申出が ございまして、広島県情報公開条例に照らしましても、当該条例の第10条 第3号に規定されております、「事業を営む個人の当該事業に関する情報で あって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な 利益を害するおそれがあるもの」に該当すると考えております。